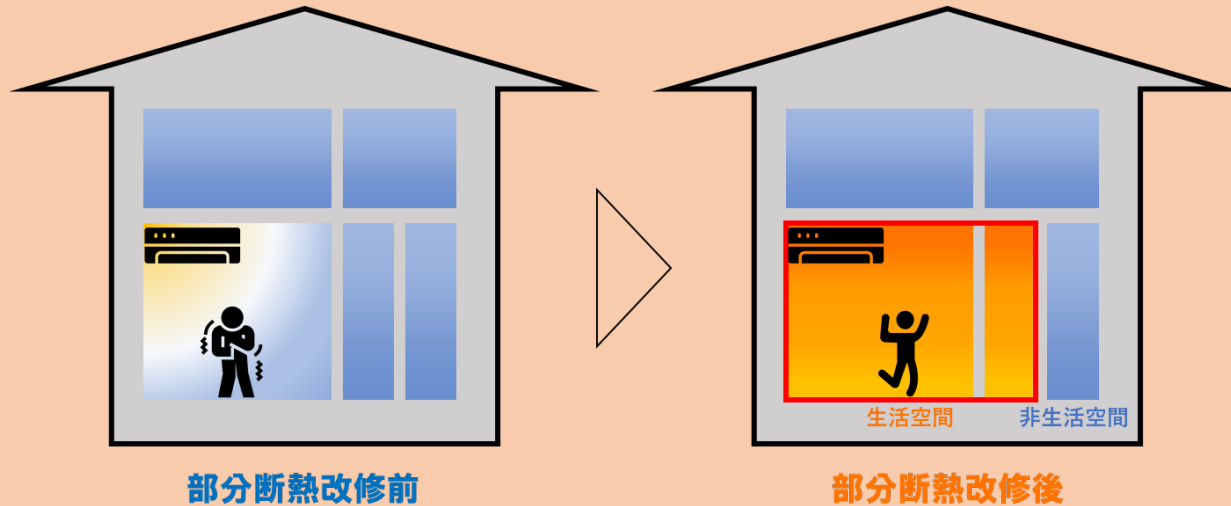


部分断熱等改修実証事業

暮らしの中で寒さ・暑さを感じることはありませんか？
国土交通省は部分断熱等改修による断熱性能の向上を支援します。



部分断熱改修前

部分断熱改修後

部分断熱改修で住環境を改善してみませんか？

- 住宅の断熱性能の向上は、暖冷房に必要なエネルギー消費量を軽減するだけでなく、足元や窓際の寒さ・暑さを和らげるため、快適な暮らしに繋がります。
- 住宅全体を改修するのではなく、空間や部分単位で改修することで、世帯人数・構成等の変化に応じた柔軟な暮らし方を実現できます。
- 例えば、部屋（エリア）や階（フロア）単位での改修が考えられます。

<改修範囲の例>



- 寝室やLDK等、一部の部屋を改修
- 1階部分を全て改修 等

<部分断熱改修のメリット>

メリット 1

暖冷房に必要なエネルギー消費量を軽減し、光熱費の削減も

メリット 2

冬の足元や窓際の寒さ、夏の天井下や窓際の暑さを和らげ、快適さが向上

メリット 3

世帯構成や生活様式の変化に応じた改修により、住みやすい間取りが実現

メリット 4

必要な部位のみを改修することで、工事期間の短縮や費用の軽減が可能

所定の要件を満たした場合に補助が受けられます

- 100万円/戸（補助対象工事費の1/2以下）を上限として、改修費用の補助が受けられます。
- 平成11年より前に建築された戸建住宅（平成11年の省エネルギー基準を満たしていない）が対象です。
- 生活空間（LDKや寝室等の居室のほか、水まわり、廊下等も含む）を対象とした改修空間内において、所定の要件の断熱改修を求めます。
- 部分断熱改修の効果を検証するための調査や測定（本ページ下記で後述）に御協力いただく必要があります。

補助対象物件では改修効果の調査・測定を行います

- 改修効果を明らかにするため、改修前後に住宅の温熱環境について、調査・測定を行います。どのような調査・測定を行うかについては、補助採択時に、対象物件ごとに指定します。

<スケジュール>

時期	内容
令和3年度 冬期	改修前 調査
（	改修工事
令和4年度 冬期	改修後 調査

<調査・測定の概要>

項目	概要
期間	■ 各年度の冬期の内の20日間程度 （調査測定の内容により異なります）
調査・測定 の内容	■ 室内温度分布の調査 ■ エネルギー消費量調査 ■ アンケート調査 ■ その他事務局が指定する調査 （物件ごとに指定あり）
居住者様・事業者様への御負担	■ 居住者様・事業者様に費用負担はありません（暖房運転方法を事務局が指定する場合、光熱費の一部をお支払いします）。 ■ 簡易なもの（温湿度計の設置等）は、居住者様・事業者様にて設置を行っていただきます（事務局からの説明書あり）。 ■ 調査メニューによって測定期間中は2回程度、調査会社が住宅にお伺いすることがあります。

○お問合せ先（部分断熱等改修実証事務局）

TEL：03-6272-5770

ウェブサイト：<http://www.swrc.co.jp/dannetsu/index.html>

メール：dannetsu@swrc.co.jp

※上記ウェブサイトには詳しい資料も掲載しておりますのでご参照ください。